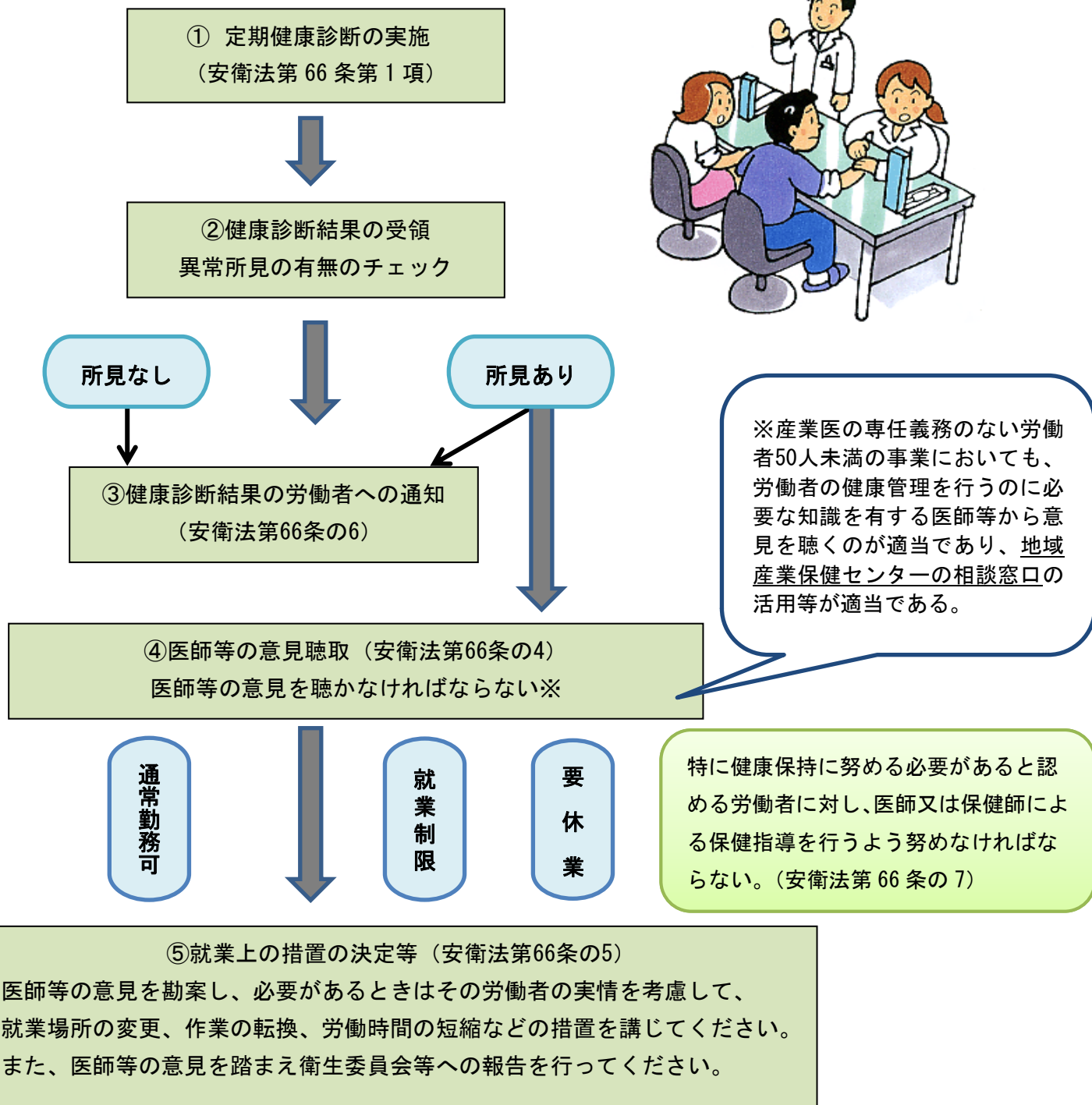


健康診断後の事後措置を忘れていませんか？

事業者は、健康診断の結果異常所見があると診断された労働者（有所見者）の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならない。

【労働安全衛生法第66条の4】

● 一般健康診断の実施とその後の主な流れについて



総合窓口

独立行政法人 労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター
千葉市中央区中央 3-3-8 日進センタービル8F TEL043(202)3639 FAX043(202)3638
URL:<http://www.chibas.johas.go.jp>